

変更届の提出に必要な添付書類及び注意事項

【建設工事】

変更項目	添付書類 (例)	注意事項
建設業許可番号	建設業許可通知書の写し	第〇〇〇〇〇〇号の部分を変更した場合のみ届出が必要です。
商号又は名称	建設業許可変更届出書 (第22号の2) (第一面) の写し 等 ※注1	個人が法人成りした場合や会社の合併等により変更する場合は、承継申請書も必要です。
代表者氏名	建設業許可変更届出書 (第22号の2) (第一面) の写し 等 ※注1	営業所調書に本社 (店) の住所及び代表者氏名を登載している場合は、営業所調書の本社 (店) の内容も変更してください。
本社 (店) 住所	建設業許可変更届出書 (第22号の2) (第一面) の写し 等 ※注1	
担当者氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス	なし	
営業所等の名称	建設業許可変更届出書 (第22号の2) (第一面) (第二面) の写し 等 ※注1	
営業所等の所在地	建設業許可変更届出書 (第22号の2) (第一面) (第二面) の写し 等 ※注1	
受任者	なし	
営業所等の電話番号、FAX番号、メールアドレス	なし	
営業所等の許可の追加	建設業許可変更届出書 (第22号の2) (第一面) (第二面) の写し 等 ※注1	
営業所等の許可の削除	なし	入札参加を希望している工種に必要な許可を削除する場合は、入札参加希望をしている工種の入札参加希望を取下げする必要があります。
営業所等の建設業許可の区分 (一般 → 特定 等)	建設業許可変更届出書 (第22号の2) (第一面) (第二面) の写し 等 ※注1	
営業所等の追加	建設業許可変更届出書 (第22号の2) (第一面) (第二面) の写し 等 ※注1	営業所名、営業所住所、営業所が取得している建設業許可を確認できる書類が必要です。
営業所等の削除	なし	
入札参加希望工種の一部取下げ	なし	
関係する会社の変更	誓約書 (兵庫県様式②)、役員等一覧表、株主 (出資者) 調書 (個人事業主は、誓約書のみ)	変更する関係する会社が名簿登載業者である場合のみ、届出が必要です。
廃業又は入札参加資格の取下げ	なし	

注1 上表中の変更項目の添付書類 (例) が「建設業許可変更届出書」となっているもののうち、その変更項目にかかる建設業許可の申請を変更届ではなく、新規又は更新申請時に行った場合は、建設業許可申請書の写しを提出してください。

注2 「建設業許可変更届出書」及び「建設業許可申請書」については、許可行政庁の受付印又は確認印の押印があるものとし、その押印のあるページの写しも提出してください。

注3 上表中の「営業所等」とは入札参加資格者名簿の営業所調書に登載された本社、支社、営業所等をいいます。

注4 入札参加を希望する工種の追加は、変更届では受付できません。工種追加の受付期間中に申請してください。

変更届の提出に必要な添付書類及び注意事項

【測量・建設コンサルタント等業務】

変更項目	添付書類 (例)	注意事項
商号又は名称	登記事項証明書 (登記簿謄本) の写し	個人が法人成りした場合や会社の合併等により変更する場合は、承継申請書も必要です。
代表者氏名	登記事項証明書 (登記簿謄本) の写し	営業所調書に本社 (店) の住所及び代表者氏名を記載している場合は、営業所調書の本社 (店) の内容も変更してください。
本社 (店) 住所	① 測量を希望している場合 測量業者変更登録申請書の写し、登録証明書の写し 等 ② 設計・監理業務のうち建築工事「意匠・構造」を希望している場合 建築士事務所登録証明書の写し ③ その他 (①②以外) の場合 登記事項証明書 (登記簿謄本) の写し、現況報告書の写し 等	
担当者氏名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス	なし	
営業所等の名称 (本店を除く)	変更後の営業所等の名称の記載がある書類	
営業所等の所在地 (本店を除く)	① 測量を希望している場合 測量業者変更登録申請書の写し ② 設計・監理業務のうち建築工事「意匠・構造」を希望している場合 建築士事務所登録証明書の写し ③ その他 (①②以外) の場合 登記事項証明書 (登記簿謄本) の写し、現況報告書の写し 等	
受任者	なし	
営業所等の電話番号、FAX 番号、メールアドレス	なし	
営業所等の追加	① 測量を希望している場合 測量業者変更登録申請書の写し ② 設計・監理業務のうち建築工事「意匠・構造」を希望している場合 建築士事務所登録証明書の写し ③ その他 (①②以外) の場合 現況報告書の写し、登記事項証明書 (登記簿謄本) の写し、法人等の異動届の写し 等	追加する営業所等の名称及び所在地が確認できる書類が必要です。 なお、①に該当する場合には、測量法第55条による測量業者登録を、②に該当する場合には、建築士法第23条による建築士事務所登録を確認できる書類も必要です。
営業所等の削除	なし	
地質調査業者登録規程及びコンサルタント登録規程に基づく登録の追加	各登録証の写し 等	

変更項目	添付書類 (例)	注意事項
地質調査業者登録規程及びコンサルタント登録規程に基づく登録の取下げ	なし	
測量・建設コンサルタント等業務にかかる各登録番号の変更	各登録証の写し 等	登録番号のうち、更新による年度部分の番号変更の届出は不要です。
入札参加希望業務の一部取下げ	なし	
関係する会社の変更	なし	
廃業又は入札参加資格の取下げ	なし	

注1 上表中の「営業所等」とは入札参加資格者名簿の営業所調書に登載された本社、支社、営業所等をいいます。

注2 入札参加を希望する業務の追加は、変更届では受付できません。業務追加の受付期間中に申請してください。

注3 公的機関発行の書類については、発行後3ヶ月以内のものを提出してください。

注4 「測量業者変更登録申請書」及び「現況報告書」については、許可行政庁の受付印又は確認印のあるものと、その押印のあるページの写しも提出してください。

承継申請書の提出に必要な添付書類

承継事由	承継を確認するための添付書類（例）
個人が死亡し相続人が引き継ぐ場合	相続関係図の写し、他の相続人の承諾書の写し 等
個人が法人を設立した場合	登記事項証明書（登記簿謄本）の写し 等
法人が合併又は分割した場合の存続法人又は新設法人が承継する場合	株主総会議事録の写し、合併又は分割契約書の写し、公正取引委員会に対する届出書の写し 等
営業の同一性を失わないで承継する場合	事実関係や、営業の同一性が確認できるもの （代替わりであれば、戸籍謄本の写し 等） （事業譲渡等であれば、合意書又は覚書の写し 等）

- (1) 資格承継の場合は、承継者が入札参加資格審査申請を行うために必要な許可、資格を有していることが条件になります。
- (2) 建設工事の入札参加資格者の場合は、有効な経営事項審査の総合評価値通知書を有していることが条件になります。
- (3) 上表に記載しているもののほかに、次の添付書類が必要です。
また、状況によっては、これら以外の書類の提出を追加で求めることもあります。

《建設工事の場合》

- 1 あらかじめ国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けた場合
 - ・ 承継区分（「合併」、「相続」等）に応じた認可通知書の写し
- 2 被承継者の建設業許可の廃業届を提出し、承継者の建設業許可を新たに受けた場合
 - ・ 承継者の建設業許可通知書の写し
 - ・ 承継者の経営事項審査の総合評価値通知書の写し
 - ・ 被承継者の建設業許可の廃業届の写し

《測量・建設コンサルタント等業務の場合》

（測量業務を希望するとき）

- ・ 承継者の測量業者登録証明書の写し

（設計・監理業務のうち建築工事（意匠・構造）を希望するとき）

- ・ 承継者の建築士事務所登録証明書の写し